

ワンポイント TAX ~今日の“ちょこっと”

2018年7月13日(金)

〒812-0061

福岡市東区筥松 2-28-26

税理士法人たかはし事務所 TEL 092-621-6320 FAX 092-621-6442

Email takahashi@t-tax.jp

基礎控除引上げ・給与所得控除引下げに伴う 各種所得控除の改正

基礎控除・給与所得控除改正に伴って変更

平成 30 年税制改正の基礎控除は原則 10 万円の引上げ、給与所得控除は原則 10 万円の引下げに伴って、平成 32 年分所得税からは周辺の所得控除のルールが少しずつ変わっています。内容を見てみましょう。

配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除

現行合計所得金額 38 万円以下の同一生計配偶者・親族は配偶者控除・扶養控除の対象でしたが、改正後は合計所得が 48 万円以下（給与収入換算では 103 万円以下で現行と変わらず）となります。

現行合計所得 38 万円超 123 万円以下の配偶者を有する方は、最大 38 万円の配偶者特別控除となっていたのですが、改正後は合計所得が 48 万円超 133 万円以下（給与収入換算では現行と変わらず）となります。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

現行家内労働者等について、必要経費が 65 万円に満たないときは、65 万円を必要経費にできましたが、改正後はその額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

青色申告特別控除（65 万円控除）

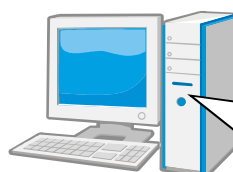
現行正規の簿記に従い記帳する等一定要

件を満たす青色申告者に 65 万円の控除となっていますが、控除額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

青色申告特別控除はさらに追加で控除

列挙したものに関しては結局「今と変わらない結果になる」のですが、青色申告特別控除は従来の適用要件に加えて「e-Tax による申告（電子申告）」又は「電子帳簿保存」を行うと、引き続き 65 万円の控除が受けられるようになります。

「電子申告」は決算申告書・青色申告決算書等のデータを国税庁に送って申告するシステムです。今時の税理士事務所ならば大抵は対応していますし、国税庁の「確定申告書作成コーナー」でも電子申告可能です。「電子帳簿保存」は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ける必要があります。原則、年の途中の申請は認められませんが、平成 32 年に限っては年の途中の申請でも承認を受けてから 12/31 までの間を電子帳簿保存していれば 65 万円控除を受けられるとの事です。



自分で電子申告する場合は、マイナンバーカードとカードリーダーが必要です。